

# 養育費支払確保及び面会交流支援に関する意見書

2013年（平成25年）11月21日  
日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

国及び地方公共団体は、父母の婚姻の有無に関わりなく、子どもが適切な養育を受けることができるよう、あらゆる施策を講じるべきであり、具体的には、以下の施策を実施すべきである。

### 1 当事者が利用しやすい養育費及び面会交流の相談・履行支援体制の整備

#### (1) 各地における専門相談制度

紛争の初期（別居する以前を含む。）から利用できる以下の条件を備えた養育費・面会交流専門相談制度の創設。

地方公共団体など身近な場所で利用可能であること。

迅速に利用でき、費用は無償ないしは低廉であること。

専門的知識・技能を有する第三者から、事案に応じた適切なアドバイスが得られること。

双方からの相談が同一地方公共団体になされる場合の利益相反についての配慮が十分なされること。

#### (2) 面会交流についての履行支援制度

面会交流の取決めの前ないし後の実施について、一定期間、無償ないし低廉な費用で、子の利益に配慮しつつ、連絡調整、面会前後の相談、子どもの受渡し及び面会付添い等を行う子と父母に対する公的な支援の充実及び本格化。

### 2 実効性のある養育費の支払確保制度

#### (1) 義務者の収入・勤務先・資産等を調査するための強力な制度

民事訴訟法及び家事事件手続法に基づく裁判所による調査並びに弁護士法による弁護士会照会制度の実効性を確保し、特に、税務署による義務者の収入情報（特に自営業者の確定申告）の開示、社会保険事務所による義務者の勤務先情報の開示、銀行等金融機関に対する資産調査につき本店調査のみによる全支店の資産の開示等を可能とすること。

#### (2) 効果的な養育費取立制度及び養育費立替払制度の導入

### 3 養育費・面会交流支援センターの創設等

身近な地域ごとに、養育費や面会交流についての総合センターとして、前記1及び2の機能を発揮する「養育費・面会交流支援センター」(仮称。以下「支援センター」という。)を創設し、支援センターと家庭裁判所が連携協力すること及びその運営には、法律家のほか、子ども及び離別した父母の生活・心情等に通じた家庭裁判所調査官、調停委員、臨床心理士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、児童福祉司及び医師等の経験者及び有資格者を活用し、これらの者の研鑽の機会を継続的に保障すること(保育士、幼稚園教諭、小学校教諭及び児童福祉司等の有資格者は、面会交流の履行支援者として。)。

#### 4 家庭裁判所の環境改善等

- (1) 充実した調停を実施し得るための家庭裁判所裁判官、家事調停官、書記官、家庭裁判所調査官、家事調停委員等の大幅な人員増加。
- (2) 十分な量の調停室、待合室、試行面会室の確保等、話し合いを促進するための環境の改善等。

## 第2 意見の理由

### 1 子どもの養育を受ける権利

父母は、子どもの養育及び発達についての第一義的責任を有し(子どもの権利条約第18条第1項)、父母がその責任を遂行するにあたり、国は、父母に適切な援助を与える義務を負っている(同条第2項)。

特に、別居ないしは離婚した父母(非婚の父母を含む。)間の子の場合、その内容として、非監護親との関係で養育費と面会交流が重要である<sup>1</sup>。

子どもの権利条約は、養育費について、国は、父母又は子どもについて金銭上の責任を有している他の者から、子どもの扶養料を確保するための全ての適当な措置をとる義務を負い(同条約第27条第4項)、面会交流について、国は、子どもの最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている子どもが、定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する(同条約第9条第3項)と定める。

2011年、民法第766条第1項は、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」、同条第2項は、「前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。」と改正され、2012年4月より施

行された。既に1996年の民法改正案に含まれていた条項の改正が実現したものであるが、この改正は、前記子どもの権利条約の趣旨に沿うものである。

なお、養育費と面会交流は、対価関係に立つものではなく、いずれも子どもの成長・発達のために、子どもの状況に応じて適切かつ円滑に履行されなければならない。国は、養育費の支払確保と面会交流の支援の双方を行い、父母の双方の責任が名実ともに果たされるように支援しなければならない。

## 2 子の利益の尊重

子どもの権利条約は、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによつて行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」(同条約第3条第1項)と定めている。

改正後の民法第766条第1項にも、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」との文言が付加され、養育費及び面会交流の実務に関わる者は、何より子の利益を重視して行わなければならない。

## 3 日本の現状

日本では、別居ないしは離婚した父母(非婚の父母を含む。)間の子ども<sup>2</sup>の養育費と面会交流について見れば、親の責任が果たされているとは到底言い難い現状にある。離婚後に母が全児の親権者となるケースが83.9%あり、監護親の多くは母である<sup>3</sup>が、2011年現在、(表1)のとおり、60%以上が養育費の取決めをしておらず、80%以上の子どもが養育費の支払いを受けていない。また、70%以上が面会交流の取決めをせず、面会交流を行っていない。

(表1)厚生労働省2011(平成23)年度全国母子世帯等調査結果報告より作成

(いずれの項目も、「不詳」の場合があるため、合計は100%とならない。)

養育費	取決め状況 (%)		受給状況 (%)		
	取決めをしている	取決めをしていない	現在も受けている	受けたことがある	受けたことがない
母子世帯	37.7	60.1	19.7	15.8	60.7
父子世帯	17.5	79.1	4.1	2.9	89.7

面会交流	取決め状況 (%)		実施状況 (%)		
	取決めを している	取決めを していない	現在も行っ ている	行ったこと がある	行ったこと がない
母子世帯	23.4	73.3	27.7	17.6	50.8
父子世帯	16.3	79.9	37.4	16.5	41.0

ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%に達し(2009年)<sup>4</sup>、特に、母子世帯の貧困の状況は深刻である。貧困については、単に子どもの人権の問題であるのみならず、教育水準の低下や貧困の連鎖の問題として、今後の日本社会の基盤を揺るがす重大な社会問題となっている。

#### 4 協議離婚における問題点

日本の民法は、裁判所が全く関与せず当事者間の協議のみで離婚できる協議離婚制度を定めており、それが離婚の90%近くを占めている<sup>5</sup>。協議離婚をする父母の中には、養育費や面会交流についての話し合いを行うことを諦めたり、そもそも双方とも離婚後の関わりを望まなかったり、紛争があっても裁判所で調停や審判ができると知らない人が相当数含まれ、協議離婚はしても養育費や面会交流の取決めをしない割合が高い。裁判所に申立てがなされれば、国が、合意形成を援助したり、当事者に代わって決定したりすることができる。しかし、子どもの状況に応じた適切な取決めを行うためには、裁判所の関与しない協議離婚及び別居状態の当事者に対しても、国や地方公共団体が、積極的な支援をする必要がある。

#### 5 取決めがあっても不履行となる原因

養育費に関して、取り決めたにもかかわらず不履行となる原因是、義務者の取決め後の収入の減少、親としての責任感の低さなどにあるが、取立方法に着目すると、日本では、不履行の場合の行政による立替払い・義務者の資産調査・取立て等を行う強力な制度が存在しないことが大きな要因である。不履行の場合の権利実現はあくまで個人責任とされているが、経済的弱者の多いひとり親個人が取立てを実現する力は極めて弱い。

面会交流については、父母間や親子間の強い葛藤が十分解消されないまま取決めがなされたり、審判や決定等が下され、取決めや審判以降も具体的な実行をめぐって紛争が続いたり、子どもが拒絶するなどし、それにも関わらず、第三者による適切な相談、人間関係調整や支援が得られず不履行となる事案がある。

## 6 養育費及び面会交流の履行を推進する法令や附帯決議等

前記の現実を踏まえ、条約や民法のほか、養育費については、既に2002年の母子及び寡婦福祉法の改正の際に、「国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。」(同法第5条第3項)との条項が規定され、2003年の民事執行法の改正の際には、参議院法務委員会が、政府と最高裁判所に対して、養育費の支払確保のためのより実効性のある制度について検討するよう特段の配慮をすべきであるとの附帯決議をした。

また、2011年の民法改正に伴い、衆議院法務委員会は、「離婚後の面会交流及び養育費の支払い等については、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるよう明文化された趣旨の周知に努めること。また、その継続的な履行を確保するため、面会交流の場の確保、仲介支援団体等の関係者に対する支援、履行状況に関する統計・調査研究の実施など、必要な措置を講ずること」との附帯決議をし、参議院法務委員会でも、ほぼ同旨の附帯決議をした。

こうして、国や地方公共団体による養育費と面会交流についての実効性のある公的な支援や制度作りの必要性を、国自身が認識し、繰り返し述べてきているのである。

## 7 従前の当連合会の意見

当連合会は、この問題に関し、これまで意見書等を公表してきた<sup>6</sup>。養育費については、将来分差押えのように意見書に沿う施策が既に実現したものもあるが、当連合会が提案した、離婚届出書に「養育費に関する合意書」を加える「養育費取決届出制度」、これに基づき家庭裁判所が養育費支払命令を発令できる「養育費支払命令制度」及び養育費請求権を権利者が国（社会保険庁、現日本年金機構）に譲渡し、国が権利者に対して養育費の立替払いを行い、義務者に対して取立てを行う「養育費立替払制度」は、いずれも実現しておらず、依然として養育費の履行率は上昇していない。本意見書は、効果的な政策の実現が進まない現状に鑑み、改めてまとめたものである。

## 8 養育費確保に関するこれまでの国による施策

これまでになされた国による養育費の支払確保のための重要な施策としては、まず、期限未到来の養育費債権につき給料等の継続的給付に係る債権に対する差押えを認めたこと（2003年に民事執行法第151条の2を新設）及び養

育費債権について間接強制執行を認めたこと（2004年に同法第167条の15第1項を新設）が挙げられる。しかし、債務名義を有していても債務者の資産が発見できなければ強制執行は不可能であり、このため取立てを諦める事案が少なくない。債務者の資産発見及び取立てを、権利者個人の責任としている限り、養育費の取立ては進まない。

また、2011年には、家庭裁判所による履行勧告について、履行勧告に必要な調査の規定を設け、義務の履行状況の調査及び勧告に必要な調査につき、家庭裁判所は、官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求める能够としたが（家事事件手続法第289条第5項、2013年施行）、この条項の活用はこれからであり、また、従前より回答は不可とされていた税務署や社会保険事務所の持つ情報が開示される状況にはなっていない。

2007年10月、厚生労働省は公益社団法人家庭問題情報センター（FPIIC）に事業委託して「養育費相談支援センター」を開設した。同センターは、開設以来2013年3月末日までで合計28,864件の相談を受け、有益な情報を支援者のみならず個人にも提供するなど、重要な役割を果たしてきた<sup>7</sup>が、事業の内容は、相談の支援であり、取立て等の個別救済を事業としているため、実際の養育費確保に直結しにくい。

2006年と2011年の母子世帯の養育費取決め率を比較すると、38.8%から37.7%にむしろ低下し、受給率の比較では、「養育費を受けたことがない」が59.1%から60.7%に増加しており<sup>8</sup>、前記の施策だけでは、今後も養育費の確保が前進することは期待しがたいというべきである。

なお、2012年4月から、国は、離婚届出用紙に養育費及び面会交流の取決めの有無の回答欄を新たに設けた。この欄の存在がきっかけとなって、離婚の際の協議が進むことが期待されるが、合意は離婚の要件ではなく、行政や裁判所等の第三者が関与する形態ではないため、この欄の存在によって一気に取決め率が向上することは期待できないし<sup>9</sup>、口頭による合意も含まれており、書面化を促進する必要がある。

## 9 面会交流支援に関するこれまでの施策

### （1）国による施策

面会交流支援事業として、2012年4月より、厚生労働省は、児童扶養手当受給者等を対象とする面会交流支援事業実施のための補助金の交付を開

始した<sup>10</sup>。東京都は全国に先がけてこの制度の実施主体となり、東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」(以下「『はあと』」という。)を設立し、2012年5月7日から国及び都の資金を財源とする面会交流支援事業を始めた。その後、千葉県、熊本県など、実施する自治体が増えつつある。「はあと」に寄せられた相談のうち、面会交流支援の要件を満たすものについて個別の支援は、前述の公益社団法人家庭問題情報センターに委託されている。支援の具体的な内容は、当事者間の連絡、面会交流の立会い、子どもの受け渡し等を無償で行うというものである。

ただし、「はあと」の設立から2013年3月末日までに、「はあと」に寄せられた相談数は355件であるが、そのうち、具体的に面会交流支援が実施されたものは11組、34回である<sup>11</sup>。支援実施に至った割合が少ないのは、父母双方に対する収入制限が存在すること<sup>12</sup>や合意が既に形成されていることという条件が課されていることによると思われる。収入制限に関しては、有料で面会交流支援業務を行っている公益法人や民間団体に対する配慮は必要であるが、厚生労働省の設定した収入基準は超えるが民間の有料支援を利用するほどの資力や意欲はないという当事者は少なくない。こうした当事者層による利用を可能にするためには、父母の収入制限の緩和、あるいは収入に応じて低料金での利用を認めるなどの改善策が必要と思われる。

この事業がさらに全国に広がり、実をあげていくには、各地方自治体で、優れた支援事業の経験者や法律家(適切な訓練を受けた弁護士も含む。)など専門家を確保することが必要である。

## (2) 民間機関の現状

一方、民間機関による面会交流支援団体、グループや個人は徐々に増えつつある。最も歴史があるのは、家庭裁判所の調査官出身者が中心となって活動している公益社団法人家庭問題情報センターであるが、その他の民間機関<sup>13</sup>も含めて、都市部中心での活動であり、利用できる者の範囲はまだ限られ、支援組織の存在しない県も多い。また、民間機関はいずれも財政基盤が弱く、その多大な努力によっても国内の全てのニーズに対応するよう拡大していくことは困難である<sup>14</sup>。

## (3) アンケート結果

当連合会による弁護士に対するアンケート<sup>15</sup>の結果(2012年)によれば、回答数は20名と少ないものの、全員が「面会交流の支援機関があれば利用したい」と答え、一方、2012年6月までに支援機関を利用したこと

がある者は4分の1の5名のみであった。弁護士が関与した事案では、代理人活動の一環・延長として、合意成立あるいは審判確定後の面会交流の付添いや連絡の調整を行う場合があるが、それは弁護士個人の熱意に負うところが大きく、一般的な弁護士の活動として広がってはいない。

面会交流の問題を解決するには、相談・合意形成・施行の支援までを継続して行える公的な本格的支援を全国で展開する必要があるとともに、既に存在する民間機関がさらに充実して発展するよう、一定の水準を満たすものには費用を補助するなどして当事者の負担を軽減し、利用を拡大することも必要である。

## 10 調停や審判の実務の現状と課題

### (1) 養育費

養育費の調停及び審判の2012年の新受件数は22,161件であり、その10年前の1.38倍となっている<sup>16</sup>。婚姻費用の申立数の増加はより著しく、そこには子の養育費を含む事案が相当数あるので、事件数としては増加の一途をたどっていることができる。

算定表<sup>17</sup>は、2003年以来、急速に実務に普及し、合意や審判の迅速化に貢献したが、一方、算定の対象となる基礎収入の割合が低いことや職業費割合が高いことなどにより、義務者が必ずしも生活保持義務を果たす内容となっていない等の問題点を有していることを、既に当連合会は「『養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表』に対する意見書」(2012年3月15日)にまとめて公表している。こうした問題点を克服し、2003年以降の社会的事情の変更(税率の変更等)も踏まえた改訂が適宜なされ、交通事故の算定基準のように、信頼性の高い内容を維持し続けるべきと思われる。

調停や審判における算定表の利用方法については、調停の進め方として、算定表に依拠して算定がなされることが当事者に説明され、算定表が参考資料ではなく法規のように扱われている点、及び算定表による額を修正すべき特別事情(教育費や住宅ローン等)についての取扱いが柔軟性を失っている面があるなどの問題がある。

また、自営業者等の場合に収入の捕捉が容易でなく算定が公平に行われにくく、債務名義が存在する場合であっても勤務先や資産が不明である場合には執行が極めて困難である。

### (2) 面会交流

面会交流の2012年の調停及び審判の新受件数は11,459件であり、

その10年前の2.97倍と急激に増加しており<sup>18</sup>、また困難事案が少なくない点が裁判所の内外から指摘されている。

特にこの5~6年の間、2011年の民法改正の以前より、家庭裁判所の実務は、面会交流につき急速に積極的な方向に転じ、当事者に面会交流の意義を積極的に説いたり、審判への移行にも消極的ではなくなるなど、面会交流推進の機運を醸成するようになった。

一方、急激な実務の変化の中で、面会交流調停の早い段階から、当事者が事情を説明する前に、面会交流実施についての強い説得が行われるなど合意形成を急ぎすぎる例、高葛藤の父母間の事案において第三者による支援の見込みのないまま審判により面会が命じられ履行不能となる例、DV事案や児童虐待事案への配慮が不十分な例など、課題のある例も少なからずみられるのが現状である。

また、履行確保の手段として、家庭裁判所による履行勧告及び間接強制執行があるが、強制執行は、履行を促進する場合もある反面、紛争をさらに拡大する原因にもなりかねず、実際には、強制執行にまで至った事案での面会交流は実現できていない場合が少くないと思料される。

### (3) 背景事情

こうした背景には、前記「第2,5」の事情に加えて、前記の養育費や面会交流に関する処分の事件数の急増、子どもの意思の把握の困難さ、人間関係調整の困難さ、それにもかかわらず、家庭裁判所の人的・物的資源が極めて不足していることがあると考えられる。

物的な面では、例えば、調停の当事者控室が狭くて満員で椅子に座れず長時間、時には子どもを抱っこして立って待つしかない場合などがあり、穏やかな気持ちでの話合いを促進する環境が不十分であると考えられる。さらに、調停自体も、調停室の不足のために月に一度の期日が入らない場合がある。

また、家庭裁判所における試行的（試験的）面会交流は、家庭裁判所調査官による調査目的で実施されるとはいえ、実際には調停合意を促進し、調停や審判後の面会交流の練習の意義を有し、円滑な面会交流実施には極めて重要な意義を有しているところ、試行面会室のない裁判所がなお存在する。

人的な面では、事件数の増加に比して、家庭裁判所裁判官、家事調停官、書記官、家庭裁判所調査官、調停委員等の人員の拡大が追いつかず、関係者の努力にもかかわらず、過重な負担となっている。

今後も増加することが予想される子の監護事件に適切に対応するには、個

別事案に応じてじっくりと適切な解決をすることを可能にするため、家庭裁判所の人的・物的環境の充実とそのための予算の増加は急務であると考えられる。

#### (4) 子どもの手続代理人

家事事件手続法は、面会交流の調停又は審判事件について、意思能力のある子どもの「参加」を認め得ること、その場合に、子どもの手続代理人として私選ないしは国選により弁護士を選任しうることを認めた(同法第23条、第41条第2項、第42条第3項、第258条)。これまで主として家庭裁判所調査官によって子どもの意思の調査の努力が積み重ねられてきたが、子どもの意思の把握の困難さの克服及び審判等の結果によりまさに影響を受ける当該子ども自身の主体的な関与を進めるため、子どもの手続代理人の活用が推進されるべきと考える。

### 第3 提言

#### 1 望まれる具体的施策

以上の現状を踏まえると、国及び地方公共団体は、父母の婚姻の有無に関わりなく、子どもが適切な養育を受けることができるよう、あらゆる施策を講じるべきであり、具体的には、以下のような施策が必要であると考える。

##### (1) 当事者が利用しやすい相談・支援体制の整備

###### 各地における専門相談制度

紛争の初期から専門的知識・技能を有する適切な第三者が介入することにより、その後の紛争激化を回避することが可能となる事案は少なくない。しかし、家庭裁判所は、一般の当事者にとって敷居が高く、利用するには心理的抵抗があるため、簡単にアクセスできない実情がある。

よって、紛争の初期(別居する以前を含む。)から利用できるよう、以下の条件を備えた養育費・面会交流専門相談制度を創設することが急務である。

- ア 地方公共団体など身近な場所で利用可能であること。
- イ 迅速に利用でき、費用も無償ないしは低廉であること。
- ウ 専門的知識・技能を有する適切な第三者から、事案に応じた適切なアドバイスが得られること。
- エ 双方からの相談が同一地方公共団体になされる場合の利益相反についての配慮が十分なされること。

## 面会交流についての履行支援制度

子どもにとって望ましいのは、強制執行にまで至ることなく、父母が自ら的に取決めをして履行することであり、そのためには、取決め前の試行的（練習的）面会及び取決め後の面会の実施について、一定期間、無償ないし低廉な費用で、連絡調整、面会前後の相談、子どもの受渡し及び面会付添い等により子と父母を支援する制度が必要である。

### (2) 実効性のある養育費の支払い確保制度

#### 義務者の収入・勤務先・資産を調査するための強力な制度の創設

既に述べたとおり、現行法下では、養育費についての強制執行には限界がある。強制執行を効果的手段とするためには、民事執行法及び家事事件手続法による裁判所の調査並びに弁護士法による弁護士会照会制度の実効性を確保し、税務署による義務者の収入情報（特に自営業者の確定申告）の開示、社会保険事務所による義務者の現在の勤務先情報の開示、銀行等金融機関に対する資産調査につき本店調査のみによる全支店の資産等の開示がなされることが必要である。

#### 効果的な養育費取立制度及び養育費立替払制度の導入

前項の制度が創設されたとしても、あくまで権利者個人による強制執行の枠組み内での回収方法でしかない。養育費が子どもの生育にとって不可欠なものであることを考慮すれば、この回収を個人責任とせず、行政による養育費の取立制度及び立替払制度を創設すべきである。

### (3) 支援センターの創設等

父母の離婚や別居に關係なく、子どもに十分な養育環境を保障することは、個々の子どもの健全な成長発達の実現のために重要であることはもちろん、日本社会の将来のためにも重要な課題である。そのための施策を実施することは、子どもの権利条約により国に課された義務であるといってよい。

そのためには、当事者にとって身近な地域ごとに、養育費や面会交流についての総合的なセンターとして、前記(1)及び(2)の機能を発揮する支援センターを創設すべきである。

そして、面会交流を安心して実施する場所を確保するためには、支援センター内に面会のスペースを設けることが望ましいが、既存の児童館、子どものためのセンター等の遊び場等、公共の施設の利用も推進すべきである。

支援センターの適切な運営のためには、法律家のほか、子ども及び離別した父母の生活・心情等に通じた家庭裁判所調査官、調停委員、臨床心理士、

保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、児童福祉司、及び医師等の経験者及び有資格者を活用することが考えられる。また、支援センター職員及びこれら支援にあたる者の専門知識の研鑽の機会を継続して保障し、特にDVや児童虐待についての専門知識を十分に習得して実務にあたることが重要である。

なお、DV、児童虐待又は父母の高葛藤等により一方の協力を得にくい場合には、支援センターでの解決は困難であるから、司法的解決に委ねるべきである。

また、支援センターと家庭裁判所は、緊密に情報交換し、連携協力することが必要である。

#### (4) 家庭裁判所の環境改善等

本提言が実現したとしても、養育費及び面会交流の困難な事案を扱い、実務をリードし続けるのは、家庭裁判所であることは変わりない。

したがって、先に述べたような現在の家庭裁判所が抱える問題点を克服し、改善するための方策が必要である。例えば、

充実した調停を実施しうるための家庭裁判所裁判官、家事調停官、書記官、家庭裁判所調査官、家事調停委員等の大幅な人員増加

十分な量の調停室、待合室、試行面会室の確保等、話し合いを促進するための環境の改善等

である。

## 第4 最後に

国及び地方公共団体が本提言の示した課題に対して、速やかに、相当な支援策と十分な予算措置を講じることが切に望まれる。

養育費及び面会交流の実務の充実及び向上には、裁判官・弁護士等法曹を含めて全ての養育費・面会交流の実務に関わる者の継続的な研鑽が必要である。

本提言の実現に向けて、当連合会としても全面的・継続的に協力していく所存である。

以上

<sup>1</sup> 父母同居中においても養育費が支払われない例があり、およそ全ての子を含む。

<sup>2</sup> 2011年に父母の離婚を経験した未成年子は234,938人であり、この5年間はおおむね年間24万人ないし25万人で推移している。現在、父母が離婚ないし別居している未成年子の数の統計はないが、何百万人という単位であることは間違いない。うち、離婚後に母が全児の親権者となるケースが83.3%であり微増を続けており、監護親の多くは母である。

<sup>3</sup> 厚生労働省人口動態統計（2012年）

<sup>4</sup> 厚生労働省国民生活基礎調査（2010年）

<sup>5</sup> 厚生労働省人口動態統計(2012年)によれば、離婚にしめる協議離婚の割合は87.1%。実際には、調停等を経過しつつ協議離婚する事案もあるので、真に裁判所の関与しない協議離婚割合はもう少し低い。

<sup>6</sup> 異婚後の養育費支払確保に関する意見書(1992年2月)、婚姻制度等に関する民法改正要綱試案に対する意見書(1995年1月)、養育費支払確保のための意見書(2004年3月19日)、子どもの権利条約に基づく第3回日本政府報告及び武力紛争における子ども・子ども売買各選択議定書第1回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書(2009年7月17日)、「養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表」に対する意見書(2012年3月15日)

<sup>7</sup> 養育費相談支援センターに確認。

<sup>8</sup> 厚生労働省全国母子世帯等調査結果報告(2011年)

<sup>9</sup> 2012年4月から2013年3月までの1年間の未成年子がいる夫婦の協議離婚届出131,254件のうち、面会交流欄に取決めをしているとチェックしたのは72,770件(55.4%)であり、養育費欄に取決めをしているとチェックしたのは73,002件(55.6%)であった(法務省調査)。

<sup>10</sup> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」の一部改正について(2012年4月6日)

<sup>11</sup> 東京都育成支援課に確認。

<sup>12</sup> 厚生労働省の「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」に、「同居親が児童扶養手当の支給を受けており、かつ別居親が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること」との収入制限がある。

<sup>13</sup> 当連合会による弁護士を対象とするWEBアンケート調査(「面会交流支援の全国的な実施状況に関するアンケート」)によれば、2012年現在、全国に約20の民間の面会交流支援組織(ないしは個人)が存在する。

<sup>14</sup> 2013年9月現在、東京、大阪、名古屋、福岡、千葉、宇都宮、広島、松江、横浜、新潟の10都市に公益社団法人家庭問題情報センターの相談室が存在し、他に仙台、札幌については東京の相談室に相談可能とのことである。

<sup>15</sup> 注13参照。

<sup>16</sup> 司法統計年報(2002年、2012年)

<sup>17</sup> 東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して - 養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案 - 」(『判例タイムズ』1111号・2003年)

<sup>18</sup> 司法統計年報(2002年、2012年)